

# 令和5年第1回九戸村議会定例会

令和5年3月17日（金）

午前10時 開議

## ◎議事日程（第4号）

- 日程第 1 議案第 31号 令和5年度九戸村一般会計予算
- 日程第 2 議案第 32号 令和5年度九戸村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第 33号 令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第 34号 令和5年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 35号 令和5年度九戸村下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 36号 令和5年度九戸村索道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 37号 令和5年度戸田財産区特別会計予算
- 日程第 8 議案第 38号 令和5年度伊保内財産区特別会計予算
- 日程第 9 議案第 39号 令和5年度江刺家財産区特別会計予算
- 日程第 10 議案第 40号 令和5年度九戸村水道事業会計予算
- 日程第 11 議案第 43号 損害賠償請求事件の和解に関し議決を求めることについて
- 日程第 12 発議第 1号 九戸村議会の個人情報の保護に関する条例
- 日程第 13 総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 14 産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 15 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第 17 議会閉会中における議員派遣の件について

◎出席議員（12人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君	12番	櫻 庭	豊太郎 君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副 村	長	伊 藤 仁 君
教 育	長	岩 渕 信 義 君
総 務 課	長	杉 村 幸 久 君
I J U戦略室主幹		川 原 憲 彦 君
会 計 管 理 者		大 向 一 司 君
兼 税 務 住 民 課	長	
保 健 福 祉 課	長	浅 水 涉 君
産 業 振 興 課	長	中 奥 達 也 君
地 域 整 備 課	長	関 口 猛 彦 君
教 育 次 長		坂野上 克 彦 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局	長	大久保 勝 彦
主 任		山 本 猛 輝

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程に入る前に報告いたします。

3 月 17 日付けで、村長から別紙追加議案一覧表のとおり、議案 1 件の送付がありました。

議案は、お手元に配布のとおりであります。

---

◎議案第 31 号から議案第 40 号までの予算特別委員会委員長の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1、議案第 31 号「令和 5 年度九戸村一般会計」から日程第 10、議案第 40 号「令和 5 年度九戸村水道事業会計予算」までの議案 10 件を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました各議案は、3 月 10 日の会議において、予算特別委員会を設置し、付託したものであります。

審査が終わり、報告書が提出されております。

審査結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、川戸茂男議員の登壇を許します。

（予算特別委員会委員長 川戸茂男君登壇）

○予算特別委員会委員長（川戸茂男君） 予算特別委員会の審査結果について、ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第 31 号「令和 5 年度九戸村一般会計予算」から議案第 40 号「令和 5 年度九戸村水道事業会計予算」までの議案 10 件でありました。

慎重なる審査の結果、全議案について、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

なお、議案第 33 号「令和 5 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、1 人の委員から反対討論がありました。

起立による採決を行い、賛成者多数により「原案のとおり可決すべきもの」と

決定されました。そのほかの9件の議案につきましては、委員全員の賛成により「原案のとおり可決すべきもの」と決定されました。

以上、委員長報告といたします。

(予算特別委員会委員長 川戸茂男君降壇)

○議長(櫻庭豊太郎君) 審査結果について、予算特別委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑は、省略いたします。

これから、日程第1、議案第31号「令和5年度九戸村一般会計予算」から日程第10、議案第40号「令和5年度九戸村水道事業会計予算」までの議案10件は、順次、討論、採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

議案10件は、順次、討論、採決いたします。

◎議案第31号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 最初に、日程第1、議案第31号「令和5年度九戸村一般会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第31号「令和5年度九戸村一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第2、議案第32号「令和5年度九戸村国民健康保険特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第32号「令和5年度九戸村国民健康保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第33号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第3、議案第33号「令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「議長、6番」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、久保えみ子議員

○6番(久保えみ子君) 私は、議案第33号「令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」について、反対の立場で討論します。

後期高齢者医療保険制度は、75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から外され、保険料は年金天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げる。そして健康診断から、外来、入院まで、あらゆる段階で75歳を超えたというだけで、安上がりの差別医療が押し付けられるひどい差別制度です。

保険料は、2年ごとに見直され、この制度が存続すればするだけ保険料が天井知らずに連続的に値上げされていきます。際限のない保険料値上げと差別医療の、この制度が高齢者を苦しめています。元の老人保健制度に戻し、保険料や窓口負担を軽減し、高齢者が安心して医療が受けられる体制にしていくべきです。

今の後期高齢者医療保険制度のあり方が問題だと考えます。

このことから、議案第33号「令和5年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」についての反対討論とします。

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者が起立をする)

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

起立多数であります。

従って、議案第 33 号「令和 5 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 34 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 4、議案第 34 号「令和 5 年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 34 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 34 号「令和 5 年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 35 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 5、議案第 35 号「令和 5 年度九戸村下水道事業特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 35 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 35 号「令和 5 年度九戸村下水道事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 36 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 6、議案第 36 号「令和 5 年度九戸村索道事業特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第36号「令和5年度九戸村索道事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第37号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第7、議案第37号「令和5年度戸田財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第37号「令和5年度戸田財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第38号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第8、議案第38号「令和5年度伊保内財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第 38 号「令和 5 年度伊保内財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 39 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 9、議案第 39 号「令和 5 年度江刺家財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 39 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 39 号「令和 5 年度江刺家財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 40 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 10、議案第 40 号「令和 5 年度九戸村水道事業会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 40 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 40 号「令和 5 年度九戸村水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 43 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 11、議案第 43 号「損害賠償請求事件の和解に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

ここで、地方自治法第 117 条の規定によって、11 番、桂川俊明議員の退場を求めます。



(11 番 桂川俊明君が議場から退場する。)

○議長（櫻庭豊太郎君） これより、提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（杉村幸久君） それでは、議案第 43 号「損害賠償請求事件の和解に関し議決を求めることについて」ご説明申し上げます。

損害賠償請求事件に関し下記のとおり和解をすることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、和解の相手方は、九戸郡九戸村大字戸田第 4 地割 163 番地 1。瀬月内自治会会長 夏井謙一さんでございます。

2、事件の概要ですが、令和 4 年 1 月 4 日火曜日の午前 10 時 15 分ごろ、九戸村が所有する瀬月内集落センターで火災が発生し、木造平屋約 183 平方メートルを全焼したというものでございます。

3、和解の内容になります。第 1 号、瀬月内自治会は、瀬月内集落センターの管理運営に関する基本協定書第 8 条の規定により、九戸村に対し、本事件の損害賠償債務として、2,200 万円の支払義務があることを認める。

第 2 号、乙は、本事件により支給される火災保険金の全額をもって、瀬月内集落センターと目的を同じくする建物を新築し、この新築した建物を、次号のとおり甲に譲渡することにより前号の損害賠償債務を履行する。

第 3 号、乙は、甲に対し、第 1 号の債務全額の代物弁済として、新集落センターを新築後、同建物の所有権を令和 6 年 3 月 31 日までに甲に移転するものとする。なお、第 1 号の債務額と新集落センターとの価額の差額はないものとみなし、別途精算は行わない。

第 4 号、乙は、焼失した旧集落センターの解体及び撤去の費用を負担する。

第 5 号、甲及び乙は、本事件に関し、この和解の内容に記載したもの以外に、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

第 6 号、本和解は、九戸村議会の議決を得たときに、有効となる。

令和 5 年 3 月 17 日提出。九戸村長 晴山裕康

提案理由になりますが、損害賠償請求事件について当事者間で合意に達し、和解により解決を図る必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき提案するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、議案第43号「損害賠償請求事件の和解に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

ここで、11番、桂川俊明議員の入場を許します。

(11番 桂川俊明君が議場に入場する。)

---

◎発議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第12、発議第1号「九戸村議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会委員長、大崎優一議員の登壇を許します。

委員長、大崎優一議員

(議会運営委員会委員長 大崎優一君登壇)

○議会運営委員会委員長(大崎優一君) それでは、発議第1号の提案説明をいたします。

発議第1号、令和5年3月17日。九戸村議会議長 櫻庭豊太郎様

提出者、九戸村議会運営委員会委員長 大崎優一

九戸村議会の個人情報の保護に関する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条及び九戸村議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律の改正により、全国的な共通ルールの下で、個人情報保護法の的確な運用が図られることになりましたが、地方公共団体の執行機関に直接適用される個人情報保護法の規定が地方議会は原則として適用対象外とされたことから、議会における個人情報の取り扱いについて、議会独自の個人情報保護条例を制定しようとするものであります。

次に、条例案の概要を説明いたします。

条例の制定に当たっては、改正法が直接適用される執行機関側と、適用されない議会側の保有する個人情報の開示や訂正及び利用停止などの手続きや個人情報の取り扱いに差異が生じることを避けるため、改正法の「第5章 行政機関等の

義務等」の各条の規定に対応するよう作成しております。

作成に当たっては、次の3点に留意します。

個人情報の対象としては、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定し、各議員が取得する個人情報は対象としないこと。

機関として負うべき義務を課す場合は、「議会」、個人情報の開示や訂正など、具体的な手続きや処分等を行う場合の権限行使の主体としては「議長」と定めること。

現行の九戸村個人情報保護条例と改正法の相違点について精査したうえで、執行部の取り扱いと差異が生じないことであります。

それでは、本文の主な概要を申し上げます。

第1章の総則、第1条から第3条では、条例の目的、定義、議会の責務について、定めています。

定義する用語は、個人情報、個人識別符号、保有個人情報、個人関連情報等があります。

第2章の個人情報等の取り扱い、第4条から第16条では、議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用および提供の制限等について定めています。

第3章の個人情報ファイル、第17条では、議会が保有している特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、一定の内容、規模等を有するものを個人情報ファイル簿として作成・公表すること等について定めます。

第4章の開示、訂正及び利用停止等、第18条から第46条では、自己を本人とする個人情報の開示、訂正および利用の停止等の権利、手続きについて定めます。

第5章の雑則、第47条から第52条では、未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、苦情処理、条例の施行状況の公表等について定めます。

第6章の罰則、第53条から第57条では、職員等が正当な理由がなく個人情報ファイルを提供した場合、これらの者が不正な利益を図る目的で提供または盗用した場合等の罰則を定めます。

附則として、施行期日は令和5年4月1日となります。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

(議会運営委員会委員長 大崎優一君降壇)

○議長(櫻庭豊太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

本案は、質疑を省略して、直ちに討論を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。  
よって、質疑を省略して、討論を行います。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、発議第1号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。  
従って、発議第1号「九戸村議会の個人情報保護に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

---

◎総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第13、「総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

総務教育常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、村内外の教育施設等の視察調査ならびに総務教育常任委員会の所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。  
従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第14、「産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

産業民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、村内外の産業公共施設や保育施設等の視察調査ならびに産業民生常任委員会の所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第 15、「議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

議会広報常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、議会広報紙の発行および広聴に関する事務ならびに所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第 16、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎議会閉会中における議員派遣の件について

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第 17、「議会閉会中における議員派遣の件について」

を議題といたします。

令和5年度の議会閉会中において、本村の重要懸案事項の促進、要望および所管分野の調査、視察等のため、県内外の関係機関等には、会議規則第128条により議員を派遣するものとし、派遣するに当たっては、お手元に配布してあります「議員派遣の件」のとおりとし、派遣議員はその都度、議長が指名することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

従って、令和5年度の議会閉会中において、本村の重要懸案事項の促進、要望および所管分野の調査、視察等のため、県内外の関係機関等には、会議規則第128条により議員を派遣するものとし、派遣するに当たっては「議員派遣の件」のとおりとし、派遣議員はその都度、議長が指名することに決定いたしました。

---

◎閉議の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。  
会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） 以上をもちまして、令和5年第1回九戸村議会定例会を閉会といたします。  
ご苦労さまでございました。

閉会（午前10時38分）